

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	ジュニアNISA口座の利用に関する説明(Ⅳ-3-1-2(9)①口. g.)	
1	<p>本項目は、ジュニアNISA取扱金融機関において分配金の生じる投資信託の販売を制限するものではなく、当該投資信託の元本払戻金（特別分配金）について、必要に応じ顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明することを求めているという理解で差支えないか。</p>	<p>ご理解のとおりではありますが、ジュニアNISAについては制度上、元本払戻金（特別分配金）を受けると、さらに、その再投資を行うことに合理的な意味がないと考えられます。</p> <p>ジュニアNISA取扱金融機関においては、上記も含め、顧客の中長期的な資産形成を支援するというジュニアNISAの趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行うことが求められます（Ⅳ-3-1-2(9)②参照）。</p>